

○特別名誉称号の授与に関する訓令

(平成5年4月26日警察訓令第14号)

特別名誉称号の授与に関する訓令を次のように定める。

特別名誉称号の授与に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、復職を前提として一時的に岡山県警察を退職し、国又は他の地方公共団体に出向した岡山県警察官が、その出向先で公共の安全と秩序維持の業務に従事し、その職に殉じた場合において、岡山県地方警察職員の名称を定める訓令(昭和30年岡山県警察訓令第8号)に規定する警察官の名称のうち、岡山県警察を退職する際に保有していた階級より2階級上位の階級に相当する名称(以下「特別名誉称号」という。)を授与し、これを顕彰することを目的とする。

(種類)

第2条 特別名誉称号の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 岡山県警視
- (2) 岡山県警部
- (3) 岡山県警部補

(基準及び決定)

第3条 特別名誉称号の授与は、次に掲げる基準に該当する者のうちから、岡山県警察本部長(以下「本部長」という。)が決定する。

- (1) 生命をとして職務を遂行し、警察勲功章、警察功労章又は警察功績章を授与されたもの
- (2) 前号に掲げる者のほか、本部長が特別名誉称号の授与を必要と認めるもの

(顕彰)

第4条 本部長は、前条の規定により決定した者に対し、生前にさかのぼって特別名誉称号を授与するとともに、特別名誉称号に相当する警察官の階級章を遺族に対して贈る。

2 本部長は、特別名誉称号を授与した者の業績を広く顕彰するものとする。

(処遇)

第5条 本部長は、特別名誉称号を授与した者に対し、次の処遇を行うことができる。

- (1) 岡山県警察職員殉職者慰霊碑への合祀
- (2) その他必要と認める特典の授与

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。